

# 緊急事態の区分

- 国の「原子力災害対策指針」において、原子力発電所の緊急事態を「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の3つに区分することが示され、区分ごとに電力会社や国・地方自治体の役割が整理されています。
- また、発電所で起こった事故が3区分のどれに該当するかを電力会社が判断するための具体的な基準として、緊急時活動レベル(EAL:Emergency Action Level)が設定されています。
- このEALによって緊急事態を区分し、放射性物質の異常な放出が始まる前に、発電所の状況に応じて、以下のような予防的防護措置(下図の赤色枠)が実施されます。

## 緊急事態の進展に応じた防護措置の導入

